

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略 (6) 次のいずれかに該当する者 80,940円 ア 省略 イ 要保護者(令第22条の2の2第5項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略 (6) 次のいずれかに該当する者 80,940円 ア 省略 イ 要保護者(令第22条の2の2第7項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,230円とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,230円」とあるのは、「33,720円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,230円」とあるのは、「47,210円」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>